

「ニュー・クイックマスター7 中小企業経営・政策（2026年版）」改正情報対比表

中小企業診断士試験における法令等に関する問題については、原則として、試験が行われる年度の5月1日現在において施行されている法令等に基づいて出題されることになっています。したがって、本書に関係する2026年5月1日時点の改正情報についてお知らせします。

2026年5月1日時点

該当箇所	該当項目	改正前	改正後
論点10 P.196	ものづくり補助金	②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上または、給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加	②従業員1人あたり給与支給総額の年平均成長率を3.5%以上増加
論点10 P.197-198	新事業進出補助金	③1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上または、給与支給総額の年平均成長率が+2.5%以上増加	③従業員1人あたり給与支給総額の年平均成長率を3.5%以上増加
論点10 P.198	中小企業成長加速化補助金	③補助事業の終了後3年間の「給与支給総額」又は「従業員及び役員の1人当たり給与支給総額」の年平均上昇率が、事業実施場所の都道府県における直近5年間の最低賃金の年平均上昇率以上であること	③補助事業終了から3事業年度後時点における「従業員1人当たり給与支給総額」の年平均上昇率が4.5%以上であること。
論点10 P.199	中小企業省力化補助金（カタログ注文型）	<補助上限額> 200万円～1,000万円 （従業員数による） 大幅な賃上げを行う場合、補助上限額が増加する特例あり	<補助上限額> 500万円～1,000万円 （従業員数による） 大幅な賃上げを行う場合、補助上限額が増加する特例あり
論点10 P.199	中小企業省力化補助金（一般型）	<補助率> 【中小企業】 補助金額1,500万円までは1/2 1,500万円を超える部分は1/3 【小規模・再生事業者】 補助金額1,500万円までは2/3 1,500万円を超える部分は1/3	<補助率> 【中小企業】 1/2 ※特例適用時は2/3 【小規模・再生事業者】 2/3
論点18 P.220	セーフティネット貸付制度	別表1参照	
論点23 P.233	事業承継税制	<事前の計画策定> 特例承継計画の提出 2018年4月1日から 2026年3月31日まで	<事前の計画策定> 特例承継計画の提出 2018年4月1日から 2027年9月30日まで
論点23 P.235	事業承継・M&A補助金	別表2参照	
論点24 P.237	中小企業投資促進税制	<適用期限> 令和7年3月31日まで	<適用期限> 令和9年3月31日まで
論点24 P.238	少額減価償却資産の特例	中小企業は、取得価額が30万円未満の減価償却資産（少額減価償却資産）であれば、合計300万円を限度として、即時にその全額を損金・経費として算入することができる。	中小企業は、取得価額が40万円未満の減価償却資産（少額減価償却資産）であれば、合計300万円を限度として、即時にその全額を損金・経費として算入することができる。
論点24 P.239	中小企業向け賃上げ促進税制の上乗せ要件	上乗せ要件① 教育訓練費の額が前年度と比べて5%以上増加かつ教育訓練費の額が給与等支給額の0.05%以上	廃止

論点30 P.251	IT活用促進資金	<貸付期間> 設備資金：20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転資金： <b>7年以内</b> (うち据置期間2年以内)	<貸付期間> 設備資金：20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転資金： <b>10年以内</b> (うち据置期間2年以内)
---------------	----------	---	--